

平成28年度

## 周産期医療等運営補助金

評価表

NO.

20

所管部課名	市民健康課	担当者	中園					
事務事業名	周産期医療等運営事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び周産期医療等運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	10,000千円	千円	10,000千円					
	千円		千円					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	周産期医療等における診療患者数（入院患者を含む）	1,000人	平成33年度					
成果指標②	他の地域周産期医療関連施設等からの搬送件数	25件	平成33年度					
成果指標③	周産期医療等における緊急手術件数	50件	平成33年度					
補助対象者	済生会川内病院							
補助対象経費	済生会川内病院における周産期医療等の運営に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	地域周産期母子医療センターとして、妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を提供する。							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等に対する助成への特別交付税措置算定基準により算出した額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額							
上記項目の積算方法	【交付税算定基準の積算】周産期医療病床第2種3,098千円＋小児医療病床1,068千円×20床＝24,458千円 → 【予算措置額】10,000千円							
補助を 受ける 3カ年 の事業 決算状 等の 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	216,014,000	94.7%	230,849,000	94.7%	230,794,000	94.6%
		会費収入	41,832,000	18.3%	25,314,000	10.4%	28,506,000	11.7%
		事業収入	174,182,000	76.4%	205,535,000	84.4%	202,288,000	82.9%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	10,000,000	4.4%	10,000,000	4.1%	10,000,000	4.1%
		県補助金	2,027,000	0.9%	2,801,000	1.1%	3,156,000	1.3%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	228,041,000	100.0%	243,650,000	100.0%	243,950,000	100.0%	
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	165,403,000	72.5%	158,186,000	64.9%	158,522,000	65.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		医薬材料費	29,402,000	12.9%	51,168,000	21.0%	49,037,000	20.1%
		諸経費	24,195,000	10.6%	20,601,000	8.5%	18,364,000	7.5%
		委託費	9,041,000	4.0%	13,695,000	5.6%	18,027,000	7.4%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計	228,041,000	100.0%	243,650,000	100.0%	243,950,000	100.0%		
支出計/前年度支出計				106.8%		100.1%		
自己資金/前年度自己資金				106.9%		100.0%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	1,175人		1,224人		1,036人			
成果指標の推移②	20件		27件		28件			
成果指標の推移③	32件		53件		54件			
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」 【費用対効果】地域周産期母子医療センターの充実 【補助事業以外の事業】救急医療や高度な専門医療に係る事業							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の周産期医療体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当。 高度専門店的な周産期医療を提供できる医療機関は、地域周産期母子医療センターに認定されている済生会川内病院しかなく、周産期医療体制への支援を継続する必要がある。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	周産期医療等を年間1千人を超える患者を受け入れており有効性が認められる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域周産期母子医療センターに認定されている済生会川内病院が実施する事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等に対する助成への特別交付税措置算定基準により算出した額又は、予算措置額のうち、いずれか少ない額
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	専門科医の確保等努力のもと本体制を維持している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域の中核病院としての役割を担っており、本市の医療体制も維持されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善の手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	済生会川内病院における周産期遺漏等の運営に要する経費に対する補助であることが交付要領第4条に規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

## 周産期医療等運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる周産期医療等運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 周産期医療等運営補助金に係る補助事業等は、地域周産期母子医療センターとして認定されている済生会川内病院において、周産期医療体制等の充実と円滑な運営を図り、もって周産期医療体制等の維持・確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 周産期医療等運営補助金の額は、公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等に対する助成への特別交付税措置算定基準により、済生会川内病院が提供している周産期医療に係る新生児特定集中治療室等に準ずる室を有する1病床により算定した額及び小児医療に係る小児医療のための専用の20病床により算定した額の合算額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額とする。

2 前項に規定する補助金は千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 周産期医療等運営補助金は、済生会川内病院における周産期医療及び小児医療の運営に要する経費とする。

(交付の申請)

第5条 周産期医療等運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 周産期医療等運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等に対する助成への特別交付税措置算定に用いる周産期医療及び小児医療の病床数を証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 周産期医療等運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の補助事業等の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるほか、周産期医療等運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 周産期医療等運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 周産期医療及び小児医療の実施状況を証する書類
- (2) 前号に掲げるほか、特に必要であると認められる書類  
(効果の測定)

第8条 周産期医療等運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 周産期医療及び小児医療における診療患者数（入院患者を含む。）
- (2) 他の地域周産期医療及び地域小児医療関連施設等からの搬送件数
- (3) 周産期医療及び小児医療における緊急手術件数  
(補助事業者の責務)

第9条 周産期医療等運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、市民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに貢献しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。